

仲達幸弘議員に対する議員辞職勧告決議

我々総社市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

総社市議会議員政治倫理条例第2条では、「議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、高い倫理性を持ってその使命の達成に努めるとともに、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない」としている。

しかしながら、仲達幸弘議員は、令和元年8月28日市議会本会議の欠席届の理由の虚偽記載、令和元年9月20日の全議員に対しての虚偽説明、また、諸証明書類の偽造等を行い、総社市議会議員政治倫理審査会において、当該行為は総社市議会議員政治倫理条例第3条に違反すると結論付けられた。

この度の総社市議会議員政治倫理審査会の審査結果は、極めて重大であり、仲達幸弘議員は、市民の範として法令等の遵守が強く求められる市議会議員の職にありながら、その規範意識の欠如した行為により、総社市及び市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させており、断じて許されない。

よって、仲達幸弘議員は、公職である市議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、議員職にとどまることは、市民感情からして許されるものではなく、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを勧告する。

以上決議する。

令和元年10月11日

岡山県総社市議会